

宿泊約款

本約款の適用

第一条の1 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

第一条の2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊引き受けの拒絶

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。

満室により客室の余裕がないとき。

宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。

天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れのあるとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

氏名等の明告

第3条 当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申し込み者に対し、次の事項の明告を求めることがあります。

宿泊者の氏名・性別・国籍及び職業。

その他当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

第4条の1 当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする、予約金の支払いを求めることがあります。

第4条の2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したいときは次に掲げる違約金の申し受け規定により、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー、10名以上の者をいう)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の10%に当たる人数(端数が出た場合には切り上げる)についてはこの限りではありません。

違約金申し受け規定

第1項 一般客

(イ) 宿泊日の7日前から宿泊日の3日前までに解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%

(ロ) 宿泊日の3日前から宿泊日の前日までに解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%

(ハ) 宿泊日の前日に解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%

(ニ) 宿泊当日に解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

団体客

(イ) 宿泊日の9日前から宿泊日の3日前までに解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%

(ロ) 宿泊日の3日前から宿泊日の前日までに解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%

(ハ) 宿泊日の前日に解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%

(ニ) 宿泊当日に解約した場合
宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

第2項 当ホテルは、宿泊者が連絡しないで宿泊当日の午後12時(あらかじめ予定時刻の明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとして宿泊者一人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%の請求等の処理をする場合があります。

第3項 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明した場合には第1項の違約金を免除させていただくことができます。

第6条の1 当ホテルでは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号まで該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

第6条の2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

チェックアウトタイム

第8条の1 宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

第8条の2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室をご使用になった場合、宿泊料金の50%を追加料金として申し受けます。

料金の支払い

第9条の1 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際、又はホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。ただし個人小切手は取り扱っておりません。

第9条の2 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

利用規則の遵守

第10条 宿泊者は当ホテル内において、当ホテルが定めて、掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒否

第11条 当ホテルはお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第12条の1 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて、宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するために客室を空けたときに終わります。

第12条の2 宿泊者が、当ホテル内に掲示した利用規則に、従わないために発生した事項に関しては、当ホテルはその責任を負いません。

第12条の3 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

約款発効日

- 1.この宿泊約款は、2000年10月24日より発効する。

附記

- 2.2013年12月 区画整理事業により住所表記を変更。



●ビジネスinnシーガル
〒830-0039 福岡県久留米市花畑 1-1-4
TEL.0942-38-4111 FAX.0942-32-7500